



7 議 第 3 5 0 号  
令和7年9月26日

東かがわ市長 上村 一郎 様

東かがわ市議会議長 工藤 正和



市議会議長の職員に対する行為等に関する申し入れについて（回答）

令和7年6月26日付け7総第315号で申し入れのありましたこのことについて  
下記のとおり回答します。

#### 記

このたびは、本市議会渡邊堅次前議長の行為等により、職員のストレスを増大させ  
業務に影響を与えたことにつきまして心よりお詫び申し上げます。

市議会では、貴職からの申し入れを真摯に受け止め、ハラスメント調査特別委員会  
を設置し、調査を行ったうえで審議を重ね、次のとおりの結論に至りました。

- 1 令和7年6月19日の行為及びその他の事案に関する事実確認の内容については、別  
添のハラスメント調査特別委員会の調査報告書のとおりです。厚生労働省のハラスメン  
ト防止指針及び本市の職員カスタマーハラスメント基本方針に基づき、前議長の行為等  
はハラスメントとして定義されている要件に該当するものと決定しました。また、前議長  
に対する対処については、ハラスメント調査特別委員会の報告の6点（ただし、役職辞任  
勧告については、自ら議長職を辞任したため履行しない。）を決定しました。
- 2 これらの経緯等については、現在、市ホームページにおいて、ハラスメント調査特別委  
員会の調査過程及び調査報告書等を中心に既に公表しております。また、今後発行される  
議会だよりにおいても掲載を予定しております。
- 3 本市の職員カスタマーハラスメント基本方針については、令和7年7月2日の全員協議  
会において再周知、再確認を行いました。また、令和7年8月5日にはハラスメントにつ  
いての議員研修を実施しました。今後も議会として、研修等をはじめ、ハラスメントの防  
止に向けた取組を実施していく予定です。